

令和5年(2023年)12月14日

報道機関各位

子ども未来部子ども企画課長

函館市中学校卒業生入学準備等給付金に係る報道について（依頼）

このことについて、市では、子育て家庭への経済的支援を図るため、中学校または義務教育学校を卒業するお子さんの保護者に対し、一定の要件を満たした場合に3万円を支給する「中学校卒業生入学準備等給付金制度」を実施いたします。

つきましては、下記の事項について、報道くださいますようお願いいたします。

記

1 報道依頼事項

(1) 支給対象者

令和6年1月1日に函館市に住所を有し、同年3月に中学校または義務教育学校（特別支援学校の中学部を含む。）の卒業を予定している子の保護者で一定の要件を満たす方。

(2) 支給額

対象児童1人につき3万円

(3) 申請書等の配布

通っている学校を通じて配布します。

※12月末日までに申請書等が届かない場合は、お問合せください。

(4) 申請期間

1月4日（木）～31日（水）（消印有効）

(5) 支給方法

給付要件の審査後、3月末までに、申請された金融機関の口座に振り込みます。

(6) お問合せ

函館市子ども未来部子ども企画課 ☎21 - 3768

2 制度概要について

制度概要については、別紙「中学校卒業生入学準備等給付金の概要について」をご参照ください。

（子ども未来部子ども企画課 TEL 21 - 3288）

中学校卒業生入学準備等給付金の概要について (事業開始：令和4年度)

1. 趣旨

子どもの貧困が社会問題化する中、子育て家庭への経済的支援を図るため、中学校または義務教育学校を卒業するお子さんの保護者に対し、進学等の準備に係る経費の一部を支給する。

2. 対象児童

令和6年1月1日に市内に住所を有しており、同年3月に中学校または義務教育学校（特別支援学校の中学部を含む。）の卒業を予定している子ども

3. 支給対象者

令和6年1月1日に市内に住所を有しており、対象児童の保護者となっている者

4. 支給金額

対象児童1人につき3万円

(支給要件)

- (1) 卒業予定の子どもが現在就学援助の支給対象である世帯
- (2) 卒業予定の子どもが第1子または第2子で、保護者の令和5年度（2023年度）市民税算定上の所得額（令和4年中の所得額）を合算した額が、300万円以下の世帯
- (3) 卒業予定の子どもが第3子以降の世帯（第3子以降の子どもに限り、保護者の所得額にかかわらず支給対象となります。）

ただし、以下の方は支給対象外となります。

- ・ 生活保護受給世帯
- ・ 母子生活支援施設の入所者および児童養護施設の入所者の保護者

5. スケジュール（予定）

令和5年12月	中旬	申請書等配布（申請書，返信用封筒，リーフレット）
令和6年	1月 4日	申請受付開始
令和6年	1月31日	申請受付終了（当日消印有効）
令和6年	3月 中旬	支給決定通知書送付
令和6年	3月 下旬	支給（指定銀行口座へ振り込み）